

# 我が国現行「監査基準」の文化的要因の変遷と実践性

青 柳 清

## I はじめに

1999年7月2日付けで大蔵省公認会計士審査会「会計士監査に関するワーキンググループ」から“会計士監査の在り方についての主要な論点”が公表された。それを受けて、企業会計審議会は“主要な論点”についての審議に入り、翌2000年6月9日付けで“監査基準等の一層の充実に関する論点整理”(以下“論点整理”と略称する)を公表した。“論点整理”に携わった脇田良一教授によれば、その主要項目は、①監査人の適格性要件、②監査人の職業的義務、③リスクアプローチ、④監査証拠と監査手続、⑤通常実施すべき監査手続、⑥監査要点、⑦監査の質の向上と管理、⑧経営者による確認書、⑨監査報告書にかかわる提言、とされており、これらの項目は、2002年1月25日付けで企業会計審議会から公表された「監査基準」に残らず反映されている。

上記「監査基準」はその改訂がなされる間においてどのような審議過程を経て来たにしろ、一旦改訂作業を経て新たに設定されたならば、それが我が国の監査実践を公正且つ適正に導く監査規範として位置付けられ、同時に、監査実務を秩序整然と規制する社会的用具として作用することはもとより当然である。しかしながら、そのような社会的使命を与えられて設定された現行「監査基準」ではあるが、果たしてそれがその構築の仕方においてどれほどの論理的整合性をもっており、且つ、監査実務を十分に規制しうる程に実践的適合能力をもっているものであるかは問題である。

本稿は、2002年に設定されて初めて監査実務

に適用され、その論理性と実践的時代適合能力を問われることとなった我が国現行「監査基準」を分析的に吟味しようとするものである。

## II 監査環境の変化と改訂経緯

2002年改訂の「監査基準」における「監査基準の改訂について」で指摘されているところによれば、改訂の経緯は以下の通りである。すなわち、企業会計審議会は、従来までの経済における高度成長という量的側面を指向して来た時代の終焉時期として特徴付けられる1980年代末頃から散見されるようになってきた企業不正に対処することや、世界経済の中での日本経済の維持発展という当時の時代的要請を監査の観点から充足すべく監査の国際的調和化の必要性の増大といった監査環境の新しい変化に対応するため、国際的な監査基準の動向を踏まえつつ、公認会計士が行う独立的監査について、監査水準の一層の向上を図ることにより監査制度に対する社会的信頼性の更なる向上策が求められているという認識のもとに、今般の改訂を行ったとされている。当審議会が定めた具体的な改訂点については以下において順次批判的な検討を試みることにするが、要は、監査に対する“期待ギャップ”の解消とか国際的な監査基準の動向の導入の名のもとに、監査環境の風土の特徴や監査行為の時系列的先行性の限界<sup>1)</sup>、及び、監査の伝統的なフレームワークを無視ないし逸脱した監査基準になっていないかといった諸点が看

1) 遠藤久夫『現代監査の原理』税務経理協会、1982年、22～23ページ。

過されていないかが問題である。

### Ⅲ 日本の監査文化の特質

我が国監査文化について言うならば、1956年に公認会計士監査制度が導入されて以来すでに半世紀を経過したが、監査文化的には我が国に名実ともに根付いたものとは必ずしもなっていないと言える。その原因として、第一には、欧米の経済諸法の導入と合わせてその法的制度に付帯した監査文化を導入したことが挙げられる。したがって、日本においては監査文化は、社会的な諸葛藤の中から自律的に勝ち得たものではなく、国民ないし企業側からすれば他律強制的に与えられた文化形態であったということである。第二には、発生の歴史から見れば日本人は農耕民族であること及び少なくとも戦後の歴史から見れば敗戦による戦争放棄宣言により平和に慣れ過ぎた日本人及び日本企業は危機管理意識に疎く保身の制度的基礎としての監査文化が醸成され難い経済的・社会的環境にあったことが挙げられる。第三に、これまでの企業社会における日本企業の閉鎖性は秘密主義を旨として来たことが挙げられる。そして、第四に、仏教思想・儒教思想に内在する性善説をもって特徴付けられる日本風土は性悪説を社会的思潮とする監査を基本的に受け入れ難い性格を有していることが挙げられる<sup>2)</sup>。これら諸要因は現実には現代の日本人ないし日本企業の中に薄れて来つつはあるけれども、監査概念の形成に関連する社会的通念ないし風潮として現存していることは否定できない。したがって、これらの諸要因を常に念頭に置いて監査基準を形成して行くことが必要不可欠であると言えよう。その点、1991年までの監査基準の形成過程と2002年改訂の監査基準の形成過程との間にはキャタストロフィックとさへ思われる変異が見られるが、見方を変えれば、監査の時系列的先行性に重点を置いて監査

基準を発展的に形成していくためには、単に諸外国の模倣的な導入の仕方や、或る特定集団ないし個人的な良識に依拠するやり方や、はたまた単にその時々環境条件を充足するという視点から監査基準を規定して行くやり方は、かえって、社会的混乱を招来する危険性さえ内包していると思われるのである。我が国の現行「監査基準」には、監査の国際的動向を早期に基準化することに意が強力に注がれた余り、我が国独自の監査文化要因が置き忘れられたように思えてならない。

監査文化についてさらに詳細に究明するならば、広義には監査文化の形成要因には、①国民性、②監査人（監査法人、外資系会計事務所、個人の会計士、監査役、内部監査人）、③監査人同士のコミュニケーション、④監査人の独立性、⑤企業の管理体制、⑥企業と監査人とのコミュニケーション、⑦監査制度、⑧経済環境、⑨株主その他の利害関係者の要請、という九つの要因があり、また、狭義の監査文化要因には監査法人なる要因が挙げられる<sup>3)</sup>。

しかし、日本の監査文化を形成要因の視点から分析的に概観するならば、以下のように表現することが出来よう。すなわち、経営理念の史的考察によると、日本においては江戸時代を以て本格的かつ純粋といえる商業経営者と本格的な商業経営理念がはじめて形成されたとされ、しかも、当時の商業経営理念と現代言われている新経営理念との間に一貫して底流している日本経営哲学は平和主義とヒューマニズムであると言う<sup>4)</sup>。かかる平和主義とヒューマニズムを基調とする日本経営哲学は幾世代にも互って積み重ねられ、生活慣習化し、総じて現代に生きる日本人の発想や行動様式に影響を及ぼして来ていると言えよう。

かような平和主義やヒューマニズムに彩られた社風や経営理念、そしてそのような企業に従事する日本人の多くの心を強く拘束している「恩義」

2) 柴田英樹『変革期の監査風土』プロGRESS社、2002年、2～3ページ。田中辰巳『企業危機管理実践論』文芸春秋社、1999年、4～5ページ。

3) 柴田英樹『前掲書』88～94ページ。

4) 土屋喬雄『日本経営理念史』日本経済新聞社、1964年、94～95ページ。

なる美意識的人生哲学は、法制度の実効を低下させ、また、企業内部のチェック・システムの機能を半ば無機能化させてきたのが実態である。つまり、商法第 274 条に規定されている監査役の取締役に対する監査も証券取引法における公認会計士による外部監査も法制度的には確立されていてもそれらのいずれの監査も法理念通りの実効は見られず、また、内部監査人による内部統制の監査も積極的に行われていない例が散見されるのである。さらに、狭義の監査文化すなわち監査法人文化について概観するならば、監査法人の社員間にも平和主義とヒューマンイズムの社風ないし経営哲学が支配的に底流しており、良く言えば資格所有者同士の相互尊重主義、悪く言えば相互不干渉主義が堅持されてきたと言えよう。したがって、一監査法人内において、監査担当社員の監査結果に対する監査非関与社員によるチェックを行うシステムは設定されていたとしてもそれが実行されることはほとんどなかったと言っても過言ではない。しかも、一般の企業でありながら、一般の企業とは異なり監査法人においては、株主総会や監査役のようなチェック・システムは存在しないから、社風ないし経営理念はその代表社員の経営哲学および人生哲学によって影響を受けることとなる。恩義の美意識的哲学が前面に出て来たときには不正が看過される危険性が生ずることは十分に想定しうることである。

しかし、監査文化は過去に形成された経営哲学のみによって維持され存続しているものではない。監査は実践的な社会的用具であるが故に、監査文化は監査環境すなわち経済環境要因や利害関係者の監査ニーズ要因によって形成される傾向を強く有している。例えば 1997 年から 1998 年にかけて多発した数々の大企業による企業犯罪や 1994 年頃から多発した企業の不況倒産により発覚した企業不正に見られるように、企業の経営哲学が頓挫し、経営倫理が低下した企業数は急増して来ており、それが企業文化を歪めて来たことに鑑み、社会は経営哲学の正常化を企業自体に理

念的に求めるよりも、むしろ制度的強制性を有する監査に対し歪曲した企業文化の是正を求めて来た結果が、今般「監査基準」の改定の直截的な引き金の一つとなったことは否めない。折しもこのような企業文化の沈滞動向は近年における国際的な傾向でもあることから、その現象形態としての企業不正に果敢に対処しようと努力している国際監査基準のアプローチを我が国の監査基準設定主体は基本的に導入する方策を採択したものである。

ところが、国際監査基準は監査の時系列的先行性を顕著に有するアプローチを採用している。確かに、監査の国際的動向が監査文化の発展的形成にとって有意義なアプローチを採っている点は称賛に値するところであるが、しかし我が国の監査文化に新たな問題を持ち込んで来たこともまた事実である。問題の処理の仕方によっては、自刀による監査文化の自殺行為となる危険性もはらんでいることを認識しなければならない。現行「監査基準」に見られる主な改訂点の幾つかは、そのような危険性をはらんでいると言えるのである。

以下では、現行「監査基準」の主な改訂点についての個別的な検討を行う前に、近年における監査文化の構築動向について述べることにする。

#### IV 監査機能の拡張と監査文化

ASOBAC の監査に関する定義は、監査の目的や主題の多様性を十分に包含した意識的に広義のものとなっている<sup>5)</sup>。すなわち、その定義は、「確立された規準」を有するあらゆる会計領域を包含するとともに、予算や予測（未来会計）への監査機能の拡張をも提起しているのである。滝田輝己教授は監査の創造的機能に着目し、ASOBAC の提唱以上の監査機能を指摘する。すなわち、①現今のような急激な変化の時代では、予想もつかないような問題が生ずる可能性は大きい、この種

5) AAA, *A Statement of Basic Auditing Statement*, 1973, 青木茂男監訳『基礎的監査概念』国元書房, 1982 年, 3 ページ。

の問題に対しては、会計慣行を帰納要約した会計原則は極めて無力である、②社会の進歩が激しいがために、既存の会計原則や会計基準のみでは処理不可能な新しい多種多様な経済事象や諸問題が生起することは想像に難くないところであるが、かような諸経済事象や諸問題に関する会計原則や会計基準が不存在であるという理由をもって、監査人は監査意見の表明を避けるべきではない、③新しい会計原則や会計基準は如何にあるべきかとか、また現行の不明瞭な会計原則や会計基準の解釈について、より上位の目的や要請についての十分な認識を行うことにより専門的な判断を行使すべきである、として、監査の創造的機能を強調し、以て新しい監査文化の創造を示唆している<sup>6)</sup>。

目を転じて、監査を社会学的観点から理解するとき、採択されるべき方法論は相互作用主義であるとする見解がある。例えば、ロビン・ロスレンダー (Robin Roslender) は、監査 (会計) 社会学を構築するという挑戦的な試論の中で、概略次のような指摘を行っている。すなわち、会計及び監査の制度的考察に当たっては、行動の過程及び交渉的側面という内側からの分析が必要不可欠であるという理由から、会計行動及び監査行動について準拠的発想ではなく、象徴的相互作用主義的発想に従った分析視角を採る必要があることを指摘している。しかして、後者の象徴的相互作用主義的思考のもとでは、社会構造の中での役割 (role) すなわち社会的立場 (social position) の概念が会計及び監査の実態解明の根本を成すと指摘する。監査に言及すれば、いずれの監査もそれぞれの役割遂行における監査人と依頼人との相互作用の過程であり、こと外部監査に言及するならば、たとえ社会的な立場上監査人が法制度的に権限を有していると言えども、監査業務を上首尾に遂行できるかどうかは経営者及び関係者の協働姿勢に拠るところが大きいが故に、現実には監査業務は被監査会社ないし経営者の立場ないし役割

に付帯する力や要求との衝突の中で調和的に遂行され、監査人も経営者も共に結果的に“我慢できる結果を納める”レベルで終了することが双方にとって最も満足に行くこととなるという、当事者の交渉制度 (negotiated order) の妥協的産物となる傾向があると言う<sup>7)</sup>。かかる考察の原点は、監査の現実に関する次の社会学的分析過程の一文に明晰に示されている。

依頼人の持つ力は看過されやすい。監査人が日常的に監査業務に従事しているのと同様に、監査の対象となるシステムの設計、構築、作動、操作、修正、変更を行うのは依頼人であることを忘れてはいけない。それゆえ、当然ながら監査人より依頼人の方がこれらのことに精通している。また、依頼人は監査人が正当に出した様々な要求を納得できないと主張できる一段高い位置にもいる。それでも、依頼人は要求されていると自分達が考える情報を提供しなければならないが、それ以外の情報を手渡す気はないのである。小さな間違いを示す証拠をわざと提供して、もっと重大な不正を覆い隠すために監査人の注意をそらすことは簡単にできる。……要するに、監査人と同様に依頼人も、規範と価値観、学習と社会化の過程、職場倫理と得心の行く役割遂行などから構成された独自の文化をもっている。この文化が時折、理想的な監査とその結果の監査報告書を追及する監査の仕事と衝突するのである<sup>8)</sup>。

上記の社会学的分析に基づく指摘は、①経営文化によって監査文化が歪められる可能性が大いに

6) 滝田輝己『監査構造論』千倉書房、1990年、15～17ページ。

7) Robin Roslender, *Social Perspective in Modern Accountancy*, 1992, 加藤吉則・杉原周樹共訳『会計と社会』同友館、1995年、223～231ページ。

8) 加藤吉則・杉原周樹共訳『前掲訳書』230ページ。



存在すること、②したがって、適正な監査文化を維持するためには、企業（経営者）と監査人とのコミュニケーション、外部監査人と内部監査人・監査役とのコミュニケーションを良好に維持すること、③企業の管理体制を十分に整備し効果的に運用すること、④監査会社の品質管理体制を確立すること、及び、特に日本においては⑤国民性ないし国民の精神構造の変革の必要性を明確に認識すること、に集約できよう。

コーエン委員会は、社会が新しい監査業務の必要性を認識する場合には、職業専門的会計士はその能力の範囲内でかかる要求に応ずる努力を払うべきであるとして、監査職能の拡大と監査職能の秩序ある変革の必要性を指摘し、かかる変革に関連して、一般に認められた監査基準の改定を行うための方法を提言している<sup>9)</sup>。かようなコーエン委員会の提言がすでに1978年になされていたにもかかわらず、我が国の監査関係者は20余年にわたって無頓着であった。その理由としては、①我が国の監査文化は闘争と苦勞の末に形成されたものではなく、主としてアメリカの監査文化の押し付けであったところに、我が国の国民性ないし精神構造がそれを表向きは兎も角として実質的な意味においてそのアメリカ型の監査文化を融和的に受け入れてこなかったこと、②公認会計士の社会的認知度に関する或る実証分析が示しているように、数年前までは監査の仕事内容についての社会一般の認識はかなり低いレベルであり、また、公認会計士監査の品質に対する社会の信頼も極めて低調であったことが挙げられよう。だが、1990年代半ば以降、深刻化する経済不況の中で、多発しつつある企業倒産、それに伴って発覚した数々の企業不正（粉飾）によって社会の公認会計士監査に対する社会的期待度は急速に高まった<sup>10)</sup>。企

業の経営倫理の低下に基づく企業不正の実態がマスコミや商業雑誌等によって批判的に取り上げられてくるにつれて、日本の国民性が有していた規範力は急激に低下し、それに代えて、闘争と苦勞の中で築き上げられて来たアメリカ型監査文化を今まで以上に積極的に採り入れようとする社会的風潮が盛り上がって来た。2002年改訂の現行「監査基準」の設定を受け入れたことによって、我が国の監査文化はキャタストロフィックとも言える急激な発展を見たと言えるが、しかし、当該「監査基準」の「監査基準の改訂について」にも明示されているように、社会的認知を得るために広く各界の意見を求め、それらの意見を参考にしつつ審議を重ね、公開草案の内容を一部修正する形で監査基準の改訂を行ったことが強調されている。かくして、国際的な監査基準の動向を踏まえて（と言うよりもむしろほぼ国際監査基準をそのまま導入して）改訂された「監査基準」を形成している監査文化が、それまで日本人の国民性によって特徴付けられていた従来の監査文化に代わって持ち込まれたと言えよう<sup>11)</sup>。

現行「監査基準」への改訂に当たって採られたアプローチは、監査職能の拡大に対する要請に対して建設的な対応を図って行くという積極的な姿勢である。その意味において全く新しい監査文化が確立されたこととなるが、問題は、その監査文化が日本の風土に根付くかどうかにある。以下において、理論的観点から見た場合の現行「監査基準」がどの程度我が国監査実務を整合的に導いて行く力を持つものであるかを推論することとするが、その前に、コーエン委員会の監査の基本的枠組みを概観し、比較検討するやり方で論を進めて行くこととする。

## V コーエン委員会報告書の概要

### 「監査人の責任委員会」（通称コーエン委員会）

9) AICPA, *The Commission on Auditors' Responsibilities, Report, Conclusion and Recommendation*, 1978, 鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み』白桃書房, 1990年, 特に第6章参照。

10) 盛田良久「公認会計士監査に対する期待ギャップ」『週間経営財務』2001年7月23日号, 16～33ページ。

11) 河合秀敏編『監査の社会的役割』中央経済社, 1998年, 64～67ページ。

は、1978年に将来における監査環境の改善を図る観点から独立監査人の果たす監査職能のすべての側面を研究し、かつ、監査職能に利害をもつすべての集団すなわち財務諸表利用者、経営者、監査人、および監督機関に対してかかる集団の利益になるような概略以下の諸点を勧告している<sup>12)</sup>。

- ①財務諸表の利用者は、監査人が経営者によって行われる可能性のある不正や違法行為の双方に関心を払うことを求めている。
- ②財務諸表に対する直接的な責任は経営者にあり、監査人の責任は財務諸表を監査し、それについての意見を表明することであるとする伝統的な二重責任の原則の考え方は維持されるべきである。監査人の助言を含む指導的な行為と、経営者が自らの判断において会計情報の処理や企業の状況と業績に関する言明を行う責任を負っているということとは、別の問題である。
- ③監査人は、経営者が選択適用した会計原則や方法が、多様で複雑な経済活動が行われている個々の状況のもとでその実態を反映するように相対的に適切に選択適用されているかどうかについて適切に判断を行わなければならない。別言すれば、監査人は経営者の判断の適切性を実質的に確かめる責任を負っている。
- ④未確定事項に関して具体的な情報を監査報告書に記載する責任を監査人に負わせている現在の監査基準は、監査人に対して矛盾する役割を負わせている。すなわち、監査人は、経営者によって作成された財務情報については適切な基準に準拠しているかどうかを評定するが、未確定事項については情報の評定に加えて情報の報告とその解説の役割を負っていることとなる。
- ⑤未確定事項の存在を理由に「条件付」限定意

見を表明するやり方は、財務情報の利用者に対して、適用される会計原則の適切性、会計原則の変更、開示の十分性について経営者と監査人との間に意見の相違があった場合等未確定事項以外の理由で自己の意見を限定する場合との混同を招く。実際、「条件として」という限定事項を用いる実務が行われているが、「条件として」という語句は、監査人が他の箇所で開示された情報を特に詳細に説明しようとしているのか、あるいは、財務諸表上に欠陥があることを明示しようとしているのか、財務情報の利用者にとって不明瞭であり、利用者をむしろ混乱させている。未確定事項について限定事項を付すことを要求する監査基準は本質的に曖昧であり、望ましい監査実務の統一を阻害するものである。財務情報の利用者は、未確定事項についてはその重要性とそれが解決した場合にもたらされるであろう結果を自分自身で判断することを望んでおり、その重要性や結果を評定するのに役立つ必要かつ十分な情報を要求している。

- ⑥企業の事業継続能力にかかる未確定事項を理由に「条件付」限定意見の表明を求める監査要件は削除されなければならない。継続企業にかかる未確定事項の開示は監査報告要件によるよりも、むしろ財務諸表における開示もしくは財務諸表の修正によって一層効果的におこなうことができる。たとえば、企業活動の継続性にかかる不確実性をもたらしている諸要因間相互の関係の開示を要請したり、また、事業継続能力に対して与えている影響の説明を要請することである。
- ⑦監査は、財務諸表が重大な不正による影響を受けていないこと、および、重要な金額の企業資産に対して経営者の会計責任が適切に遂行されていることについて、合理的な保証を与えるものでなければならない。
- ⑧監査人は企業が犯した法律違反全般を発見または報告する責任を負っていると考えること

12) AICPA, *ibid.*

は合理的ではないが、監査の過程で違法もしくは疑わしい行為を発見した場合には、明確でかつ同意を得た枠組みの中で報告することとしなければならない。法的な事項の開示の質と完全性を評定する監査人の能力には限界があるから、かかる事項に対して何らかの保証が必要な場合には、経営者と顧問弁護士がその保証を与えるべきである。

⑨経営者報告書には、すべての重要な未確定事項について適切な説明もしくは開示を行い、また、法律的な事項については顧問弁護士との間で会計処理及び開示の必要性和性格についての検討を行ったとの経営者の信念を記載する。監査人の責任は、経営者と顧問弁護士の陳述書を査閲することにより、財務諸表がかかる情報を適切に反映しているか否かを確かめることである。

⑩監査人は、監査手続の性質、時期並びに範囲を決定する際に信頼をおこうとする内部会計統制の調査と範囲の拡大を図り、かつ、内部会計統制を試査により確かめなければならない。監査人は内部統制全体を調査する必要はないが、しかし、内部会計統制の調査と評定は、これまでの監査基準によって要求されている水準を越えるところまで拡大されるべきである。

⑪内部会計統制に著しい欠陥があるため、会計システムが生み出した財務情報を監査することができない場合に限り、監査人は監査報告書の中で内部会計統制の欠陥について言及しなければならない。

⑫監査人は、経営者報告書において、内部会計統制についての経営者の記述に同意するかどうかを報告すべきである。

⑬監査人の定期的交替の強制は監査費用の増大を招きまた継続的関係の維持によって得られる財務諸表利用者の恩恵を失わせるから、監査人の定期的交替は行うべきではない。監査人の定期的交替に代えて、会計事務所内での

監査担当者の計画的交替は多くの利点を生み出すであろう。

⑭監査業務の質は、監査人個人とその監査人が所属する会計事務所が達成しようとする技術的基準と倫理的基準の水準によって決定される。多くの会計事務所では、既に、継続的な再教育プログラム、関与パートナー以外のパートナーによって行われる監査調書と監査報告書に対する事務所内審査並びにその他の業務管理に関する方針と手続が立案され実施されて来ている。また、会計事務所によっては、最近、自分達の行った監査業務については、外部のレビュー・チームもしくは他の会計事務所のいずれかによるピア・レビューを受けているものもある。会計事務所の業務の改善にとって、ピア・レビューは大きな貢献をするものである。基本的な原則は、監査法人といえども組織的には個人会社と同じであるから、職業専門的な会計人の監査業務に対する監視は職業専門的な会計人自らが行うべきであり、また、各会計事務所で行われる業務の品質についてはその事務所が責任を負うという考え方が尊重されるべきである。職業専門的な会計人による自主的な監視プログラムは、(a) 会計事務所に対する独立的なピア・レビュー、(b) ピア・レビューの結果についての詳細な報告書を関係者に提供すること、(c) 会計事務所は、ピア・レビューを含む監視機能を備えた、監査委員会に似た独立の機関を設置すること、の三つの内容から構成されなければならない。

⑮監査業務の品質管理を効果的に導くためには、職業専門基準または民法もしくは刑法に違反した業務または行為を行った会計事務所または公認会計士に制裁を科すことである。

⑯財務諸表の利用者は会計事務所の評判やその内容に大いに関心をもっている。会計事務所の中には、事務所の年次報告書を公表しているところもある。会計事務所の組織と業務活

動に関する情報がこのような年次報告書を通じて提供されることによって、会計事務所に対する社会一般の理解が高まることが期待される。

- ⑰アメリカにおいては標準監査報告書の改訂は1948年以降実質的に行われていない。今や、監査人の責任は、例えば、監査報告書に誤りがあることを示す事象が監査報告書の日付後に生じた場合の取り扱いや、監査済財務諸表以外の他の財務情報にまで拡大し、また、場合によっては中間財務情報や取替原価情報にまで拡大されている。監査人が新たに負担し遂行した責任は、監査人によって財務情報の利用者すなわち監査報告書の読者に伝達されるべきである。たとえば、そのメッセージとして、監査済財務諸表を含む文書におけるその他の財務情報、中間財務諸表への関与、内部会計統制、企業の行為綱領、取締役会の監査委員会との間の会合や保証の種類の違いが記載されるべきである。別言すれば、監査人は監査職能全体を対象とした監査報告書をその利用者に提示する必要がある。

- ⑱今日の財務情報の利用者の財務情報に対する要請は非常に多種多様かつ複雑であるので、それを一種類の保証によって解決することは不可能である。ある期間を通して監査職能が遂行されることから、監査による保証以外の保証も得られるので、監査とレビューを峻別することの重要性は次第に小さくなり、両者の違いが理解されなくとも、あまり問題にはならなくなるであろう。

- ⑲「適正に表示している」という意味が多様かつ曖昧に理解され使用されており、会計プロセス固有の特性から明確な定義は困難である。したがって、「適正に表示している」という文言を監査報告書から削除することを勧告する。

概略以上が、コーエン委員会の報告書の結論と

勧告内容である。当委員会自体その冒頭に「本報告書が公表されるまでの期間における監査または財務報告に関する適切な基準として、また、監査人またはそれ以外の監査の関係者がとるべき行動を示す権威ある文献として、本報告書を引用してはならない。」と進言しているが、本報告書で提起されている諸事項は監査の国際的動向にも反映されており、また、我が国の今般の改訂「監査基準」にも監査環境の改善という観点から多大の影響を与えていることから、次にコーエン委員会報告書と我が国の改訂「監査基準」とを比較しながら、我が国の「監査基準」がどれほどに新しい監査文化の構築に努力し、また、採択した諸事項の中に矛盾点はないかどうかを考察したいと思う。

## VI 現行「監査基準」の改訂の特徴点

(1) 日本社会は、平和主義および和と恩義と甘えの精神構造を支柱として来た我が国独自の監査文化から、近年における市場経済や企業活動のグローバル化、情報技術の高度化、経済不況による企業倒産とそれに伴う不正や違法行為の噴出などの現実に直面して、欧米の個人主義と自立精神を支柱とする監査文化へと変身した。確立された個を重視する生活意識は、個人の自由と権限を主張する一方、責任の明確化を特徴とする監査文化を形成する。現行「監査基準」は、「1 改訂基準の性格」(以下単に「性格」と呼称する。)において、「今般の改訂では、単に我が国の公認会計士監査の最大公約数的な実務を基準化するという方針ではなく、将来にわたっての公認会計士監査の方向性を捉え、また、国際的にも遜色のない監査の水準を達成できるようにするための基準を設定することを目的としている。」ことを明示している。明らかに、我が国独自の性格をもった監査文化の大半を捨てて、欧米流の監査文化を根付かせようとの意図が窺われる。「性格」のなかで、投資者の自己責任原則が強調されているが、投資者に自己責任の遂行を要請すれば、そこには当然に保身のため監査に対し今まで以上の期待の充足を求めてく



ることとなり、“期待ギャップ”が顕現してくることとなる。

期待ギャップに関して、現行「監査基準」の「3の1 監査の目的」（以下単に“目的”と略称する。）は、「従来、監査基準は監査それ自体の目的を明確にしてこなかったために、監査の役割について種々の理解を与え、これがいわゆる“期待ギャップ”を醸成させてきたことは否めない。」と述べ、期待ギャップの発生原因を監査目的がこれまで明瞭に表明されていなかったことに求め、財務諸表監査の目的を財務諸表の適正性の如何と虚偽表示の存否についての意見表明に置くことを明示したのである。この点、基本的には、現行「監査基準」は、個の確立と自立的精神、自己責任原則ならびに当該原則から派生した経営者に対する懐疑心を基礎として形成されている欧米流の監査文化をほぼ其のまま採り入れたものとなっている。

しかしながら、期待ギャップは重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得ることのみによって解消されるものではないことに留意しなければならない。欧米流の監査文化においては、監査情報の利用者は財務諸表に含まれている諸項目についての更に詳細な追加説明や各種の非財務情報の信頼性や<sup>13)</sup>、企業の事業継続能力に対する公認会計士監査の関与、監査の社会的信頼性を維持するための会計事務所の品質管理努力など、投資者の意志決定ないし判断に資する直接的および間接的な事項に対する監査人の関与を要請することとなる。確かに、期待ギャップはプロフェッションに対する批判の核心であり、期待ギャップが限定され、職業専門的な行為の指針として合理的なレベルの期待が再設定されたときに初めて訴訟環境は狭められることとなるので<sup>14)</sup>、欧米流の監査文化

を摂取したことによってやがて我が国にも頻発すると予測される無用な監査に纏わる訴訟を回避するためにも、監査人の責任との関連において“期待”の内容を明確にしなければならない。

(2) 現行「監査基準」の改善点の大きな特徴の一つは、リスク・アプローチの徹底を規定したことである。リスク指向監査が重視されるようになったのは、1991年改訂の「監査基準」からであり、そこでは、内外ともに多発した不正事件に関連して監査機能に対する社会的な期待の高揚が見られる折から、監査上のリスクに対する十分な考慮の必要性が生じて来たこと、および、この問題を監査の枠組みの中で解決して行こうとするのが国際会計士連盟（IFAC）—国際監査実務委員会（IAPC）や米国監査等の国際的動向であったことに鑑み、1991年の改訂の中で明示されたところである。しかるに、同年改訂の「監査基準」は「監査実施準則」に「監査人は、監査計画の設定に当たり、財務諸表の重要な虚偽記載を看過することなく……監査上の危険性を十分に考慮しなければならない。」と規定したものの、監査リスクの具体的な評価方法やリスク・アプローチの枠組みについては何ら明示してはいないのである。

この点、2002年改訂の「監査基準」は、基本的にはAICPAのSAS（監査基準書）第47号（AICPA, STATEMENT ON AUDITING STANDARDS No. 47 “AUDITING RISK AND MATERIALITY IN CONDUCTING AN AUDIT”, Dec. 1983）に習って、財務諸表の利用者の判断を誤らせることになるような重要な虚偽の表示を看過するリスクを合理的な水準に抑えるべくリスク・アプローチの基本的な枠組みを示し、虚偽の表示の摘発に関して効果的かつ効率的な監査を実現することを主眼に置いている点にその前進的な特徴が見られると言えよう<sup>15)</sup>。

しかしながら、2002年改訂「監査基準」には、監査リスクを構成する固有リスク、統制リスク、

13) R. H. Anderson and M. J. Epstein, *The Usefulness of Corporate Annual Report to Shareholders in Australia, New Zealand and The United States*, JAI PRESS-INC., 1996, pp. 77-91.  
14) R. H. Anderson and M. J. Epstein. *ibid.* p. 96.

15) 川北博『会計情報監査制度の研究』有斐閣、2001年、53～60ページ。

発見リスクの各リスクの評価を行うために、景気動向、属する産業の状況、企業の社会的信用、事業内容、経営者の経営方針や経営理念、ITの利用状況、経営者と従業員の資質、内部統制の状況等についての情報の入手とそれらに対する監査人の判断が求められているが、その判断の客観化ないし数値化は極めて困難であるし、また、森 実教授が指摘するように、監査リスクの適切な水準はどのような数値であることが必要であるとか、財務諸表の構成要素である項目の段階における個別的な監査リスクを総合して全体としての財務諸表の段階における全体的な監査リスクの評定方法も明示されていないし、さらに、監査リスク・モデルの各構成要素の計量化も現実的には非常に困難である<sup>16)</sup>。したがって、理論的には、監査人の判断は監査リスクの評価、試査の範囲及び実証手続の三者の関係について相互に相反する諸作用を如何に整合的に調整しバランスさせるかを含んでいるが、これら三者の関係に関する判断は依然として主観性を払拭できない宿命を具有しているものであるから、場合によっては、監査人と投資者との関係が悪化する余地が残ることが懸念される<sup>17)</sup>。

(3) すでにコーエン委員会報告書の概要のところで指摘したように、監査基準以下の監査業務から財務諸表の利用者就中投資者を保護するためには、監査業務の質的管理に関する会計事務所自体及び公認会計士協会自体による自主規制、並びに法的規制（懲罰制度）が必要である。我が国公認会計士法は第29条に懲戒処分を定め、その第八章に各種罰則規定を定めている。監査特例法も第9条～11条において、任務懈怠等により会社および第三者に損害を生じさせた時は、会計監査人はそれらに対し損害賠償の責めに任じられることと

されており、さらに同法第四章において各種の行為に関する罰則が規定されている。しかしながら、法定思想によって形成されて来た我が国監査文化においては、法に触れないならば許されるとする消極的な準則主義的義務論偏重の思考がまかり通って来たがために、会計プロフェッションとしての公益的思考が不足していたように窺われる。このような思考の下では、監査に対する期待ギャップは解消されるとは思われない。攻めの監査スタイルを確立することによって我が国監査制度に対する国際的な信頼を得ることは、我が国経済の一層の発展のためにも急務かつ不可欠の事項である。

米国においては、外部的なピア・レビュー (external peer review) と内部的なピア・レビュー (internal peer review) の制度化がなされている。前者は、州の会計審議会または州の公認会計士協会の協働によって会計事務所の広範囲にわたる品質管理方針及び手続要素（独立性、誠実性、客観性、人的管理状況、クライアントとの契約の受託状況、監査業務の遂行状況、監視等）についてのレビューを行うものであり、一方、後者は、監査業務が、会計事務所の監査業務関与会計士以外の会計士によりレビューされるか、または、会計事務所間で上記の品質管理方針及び手続要素について相互にレビューし合うものである<sup>18)</sup>。

上記のうち、会計事務所間のピア・レビューは、監査文化の一層の醸成という観点からは理想的な品質管理方式であると評価されるものであるが、しかし、わが国の監査文化の現状においては各会計事務所の監査ノウハウが相手の監査事務所に掌握されクライアントを失うことにも繋がり兼ねないから、結果的にかかるピア・レビューの方式は会計士事務所から拒絶されるであろう。また、公認会計士協会によるレビューも有力な方式であると思われるが、しかし、同協会に専属の

16) 森実『リスク指向監査論』税務経理協会、1992年、56～60ページ。

17) Anthony Steal, *Audit Risk and Audit evidence*, 吉田忠・矢部浩祥監訳『ベイズ監査入門』ナカニシヤ出版、1997年、特に第3章を参照。

18) L. E. Rittenberg and B. J. Schwieger, *Auditing: Concepts for A Changing Enviroment*, Dryden Press, 1997, pp. 98-99.

レビュー体制を整備することは現状から見てかなり難しいと思われるし、また会計事務所間のピア・レビューの場合と同様に監査ノウハウの流出とクライアントの喪失の疑念が付きまとうために、かかる品質管理方式は会計事務所から拒絶されることとなるであろうことが想定される。かくして、改訂「監査基準」は、会計事務所内での監査業務の品質管理方式を基準化したと見受けられる。しかしながら、現行「監査基準」は「必要な管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない」と規定しているのみであって、監査業務の質を担保するための品質管理の方針と手続についての実効性の確認体制に関する具体的な方法は明示されていない。この点、現行「監査基準」は、「適当な審査機構を備えなければならない。」と規定する前「監査基準」より一步後退しているものと思われる。国際的動向に従って、監査業務の品質管理について一層の客観化が求められるところである。

(4) コーエン委員会の継続事業にかかる報告内容は米国監査基準書第 59 号<sup>19)</sup>に継承されている。同監査基準書は、企業の継続事業能力について相当の疑義が認められる場合にあってその疑義が解消されなかった場合には、監査人は、その開示の十分性を検討するとともに、継続企業問題に関する監査人の結論を意見区分の後に説明区分として追加的に記載し、意見区分に限定付意見を表明しないこととした。ただし、その疑義にかかわる事項が財務諸表に適切に開示されていないならば除外事項を付した限定付適正意見か又は不適正意見が表明されなければならないとされている。また、同監査基準書は、企業の存続能力の評定問題を伝統的な財務諸表監査の枠組みの中で解決を図るために、当該評定のための特別の監査手続を設定せず、継続企業の前提に重要な疑義が認められ

る場合には、当該疑義の解消のための経営者が設定した経営計画および改善策の検討を要求している。改定「監査基準」もまた同様の対応を行うことにより、会計に先立って早期警告情報の提供を行い、期待ギャップの解消に努める姿勢を示している。すなわち、適切な開示が行われているか否かの判断の表明は、会計処理や開示の適切性に関する意見表明の枠組みの中で対応することとし、当該重要な疑義に関する開示についての情報は説明パラグラフにおいて追記することとしているのである。

経営者が記載しなければならない継続企業の前提にかんする注記事項については、財務諸表等規則および同ガイドラインに規定されており、一方、監査報告書に記載される「継続企業の前提に関する追記情報」については、監査基準委員会報告書第 22 号第 20 項に記載されている。現実にかかる改訂「監査基準」が実施されることとなっている 2003 年 3 月期決算にかかる監査報告書を一瞥すると、監査人の保証が付されているとは言え、経営者の主張の一部である注記と監査人の追記情報は反復的に記載されたものに終わっているのである。監査人が言明する追記情報には監査よりも低いレベルの保証が付されているとは言え、財務諸表利用者にとってそれなりの意義が認められることは事実である。そのような監査より低レベルの保証で財務諸表利用者が満足するとし、しかも財務諸表利用者に対して自己責任原則の下でさらに有用な情報を提供しようとするならば、経営者に対して予測財務諸表の作成を義務づけ、その財務諸表について監査人によりレビューを受ける方法を導入しては如何であろうか<sup>20)</sup>。

(5) 現行「監査基準」は、「(レビューは一筆者加筆) 財務諸表全体が適正であるかどうかについて意見の表明を行う監査とは、その保証水準を明確に異にするものである。したがって、レビュー

19) AICPA, Statement on Auditing Standards No. 59, "The Auditor's Considerations of an Entity's ability to Continue as a Going Concern", April 1988.

20) 青柳清「企業の継続企業能力の開示と監査の方向性」『産業経営研究』第 25 号、日本大学経済学部産業経営研究所、2003 年。

が監査の一環又は一部であると誤解され、監査と混同されると、却って監査に対する信頼を損ねる虞が生じる」ことが予想されると指摘し、レビューについては監査基準の対象としないこととしたとされている。要は、我が国にはレビューに相当する証明業務は今日まで制度化されておらず、したがって、監査と混同される可能性があることが主な理由のようである。しかしながら、川北博氏が指摘するように、仮に中間監査をレビュー業務に置き換えても、保証の独立性が後退するものではなく、また、財務諸表監査における独立性と異質の独立性に変容するわけでもないし、しかも、レビュー業務を創設することは、我が国における監査周辺業務としてのアシュアランス業務の慣行の定着や開発に大きな契機を与えることになるであろうことは容易に想定できることである<sup>21)</sup>。AICPAの“会計及びレビュー・サービス委員会”もまた同様に財務諸表のレビューを容認する意見を提示し、“財務諸表のレビューは、財務諸表をGAAPに準拠させるか又は適用可能ならば別の包括的な会計基準に準拠させるために、財務諸表に施されるべき重要な修正事項はないという消極的な保証を表明する合理的な基礎を会計士に提供する質問および分析的手続の適用から成る”。ことを明言している<sup>22)</sup>。

現行「監査基準」は勇断によって欧米流の監査文化によって形成された内容を受け入れたにもかかわらず、レビューなる慣行が今までの我が国の監査文化には存在しないという理由から、レビュー制度の導入を排除する姿勢を貫いている点は矛盾点であり、我が国の監査制度を国際的な動向から乖離させる要因となることも想定される。レビュー制度の確立によって、企業の継続事業能力に関する監査を一層推し進めることが可能とな

ると思われる。

## Ⅶ おわりに

我が国の監査基準は、監査公準に値する監査文化の大変換により、欧米流の監査文化をベースにした基準にその姿を変貌させた。別言すれば、我が国監査基準は、監査の国際的な動向の名の下に、農耕民族的文化構造を有する監査文化から、狩猟民族的文化構造を有する監査文化へと急速かつ華麗な変貌を遂げたのである。過去数年間に多発した企業倒産や企業不正事件は我が国の精神構造を和の精神から懐疑の精神へと変貌させる大きな要因となったことは疑いない事実である。投資者と経営者と監査人の三者の中に渦巻く懐疑心と個人主義の徹底化は、監査の新たな望ましい姿の形成を希求して止まなかった。時ほぼ同じくして資金の国際的な移動による国際会計基準と国際監査基準の導入が求められていた。かくして、我が国は国際的な監査基準の動向をも踏まえて、我が国の監査慣行ないし監査文化をも考慮に入れて、兎も角、リジェンド・クローズ (Legend Clause) を外すことが可能となった現行「監査基準」が設定されたところである。果たして、この「監査基準」がどれだけ我が国経済社会に貢献するかは今後の経過を見なければ明確な回答を行ない得ないが、我々としては、未だ若干の論点は残してはいるものの、総論的には賛意を表するものである。しかし、現行「監査基準」には上述のような問題点が内在していることも事実である。特に、監査がより積極的に社会的役割を果たす観点からすれば、適正性と不正の摘発の一層の密着化のための監査技法の開発、継続企業の前提問題に一層積極的に監査が関与する方法、並びに、レビュー制度の導入による監査のサービス提供機能の拡大と深化についての方法を開発して行くことが必要であると思っている。これらの諸問題点は我々の今後の課題としたい。

(日本大学経済学部教授)

21) 川北博『前掲書』159～171ページ。

22) Accounting and Review Services Committee, Statement on Standards for Accounting and Review Services No. 1, “*Compilation and Review of Financial Statements*”, AICPA, 1978, para. 4.